

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」の世帯

令和3年1月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

足寄町から確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります
令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

申請が必要です

申請期間：令和4年2月21日（月）～
令和4年9月30日（金）

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、足寄町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、町福祉課に**返信してください**。
【確認事項】住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと など

世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる等、税情報が確認できない方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。
（一例）住民税非課税となる年間給与と収入の目安 単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合138万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類、口座確認書類）とともに町福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ

足寄町 福祉課 福祉担当 **0156-25-2216（直通）**

受付時間 平日8:35～17:05

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、足寄町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付いたします。
- 中身を確認して、町福祉課に返信してください。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

※振込口座は令和2年度特別定額給付金の口座情報が記載されています。
世帯主が変更している等の場合は、口座情報が空欄になっていますので、受取口座の記入が必要です。

世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる等、税情報が確認できない方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類、口座確認書類）と一緒に町福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額はお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（足寄町の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合138万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類、口座確認書類、収入確認書類）とともに足寄町役場福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

足寄町役場 福祉課 福祉担当

0156-25-2216

受付時間 平日8:35~17:05